

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

改正する。
第3条の5中「年0.5パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

目 次

規 則	ページ
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (中小企業課)	56
告 示	
○北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する知事が定める者、知事が定める理由及び手続の一部改正…………… (人事課)	56
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (情報政策課)	56
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	58
○土地改良区連合の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	58
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	58
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	58
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	58
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	58
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	59
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	59
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (維持管理防災課)	59
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	59
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	60
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	61

告 示

北海道告示第357号

昭和50年北海道告示第3863号（北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する知事が定める者、知事が定める理由及び手続）の一部を次のように改正し、令和元年5月1日から適用する。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」を削る。

北海道告示第358号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
道庁行政情報ネットワーク機器（本庁等）の賃貸借その1 一式
- 調達をする物品等の仕様 入札説明書及び仕様書による。
- 契 約 期 間 令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- 納 入 場 所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

規 則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第4号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 (4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 令和元年5月24日（金）から同年6月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）
 (2) 入札日時 令和元年7月4日（木）午前10時（送付による場合は、同月3日（水）までに必着）
 (3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 道庁行政情報ネットワーク機器（本庁等）の賃貸借その2一式
 ア サーバコンピュータ 20台
 イ デスクトップコンピュータ 1台

- ウ ネットワーク認証ソフトウェア 5900式
 エ 無停電電源装置 10台
 オ ネットワークスイッチ 30台

- (2) 予定時期 令和元年7月上旬頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：net.info@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30条）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
 (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 (3) 電話番号 011-204-5172

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : A lease of LAN apparatus used for the Hokkaido administration network system, a complete set
 B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 4, 2019
 (If mailed, bid must arrive no later than July 3, 2019)
 C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
 Phone : 011-204-5172

北海道告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年5月14日、美深土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、令和元年5月16日、大雪土地改良区連合の定款の変更を認可した。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和元年5月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
中里	農業用排水施設、農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、除磔	北海道十勝総合振興局
駒畠	同	同
中央幕別西	同	同
西幕別第2	農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、除磔	同
愛知	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、客土	北海道檜山振興局

北海道告示第362号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町二宮310の1・327の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第365号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

石狩市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第366号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新ひだか町役場の掲示場に掲示した。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和元年北海道告示第310号

2 所在が不明な者 伊藤 淳一

北海道告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
苫前小平線 北海道留萌振興局 留萌建設管理部	留萌郡小平町字鬼鹿富岡284番1地先から 同郡小平町字寧楽476番2地先まで		前	6.00mから 8.22mまで	1,657.81m	—
			前	6.85mから 85.08mまで	1,643.27m	—
			後	6.85mから 85.08mまで	1,643.27m	—
大楸線 北海道留萌振興局 留萌建設管理部	留萌郡小平町字大楸861番地先から 同郡小平町字大楸861番地先まで		前	9.49mから 10.05mまで	8.28m	—
			後	11.65mから 13.43mまで	8.28m	—

北海道告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

北海道知事 鈴木直道

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道野塚婦美線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	積丹郡積丹町大字野塚町字川原650番1地先から 同郡積丹町大字野塚町1268番地先（河川敷地）まで	令和元. 5.24

道道大楯線 留萌郡小平町字大楯861番地先から 同
北海道留萌振興局 同郡小平町字大楯338番48地先まで
留萌建設管理部
道道苫前小平線 留萌郡小平町字寧楽472番4地先から 同
北海道留萌振興局 同郡小平町字寧楽1336番1地先まで
留萌建設管理部

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年5月24日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか7品目 全164点
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 令和2年3月13日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年5月24日（金）から同年6月24日（月）まで（日曜

日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）
- (2) 入札日時 令和元年7月8日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月5日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ

か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
- (3) 電 話 番 号 0152-41-0608

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Self-Propelled Reel Irrigator and 7 items 164 in total
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 8, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 5, 2019)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年3月12日付け北海道教育庁後志教育局告示第27号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年5月24日

北海道教育庁後志教育局長 櫻 井 康 雄

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）

ア 15校16か所 合計 1,294kW（令和元年7月から令和2年3月まで）

イ 14校15か所 合計 1,224kW（令和2年4月から令和2年6月まで）

(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）

15校16か所 合計 3,292,585kWh

2 落札を決定した日

平成31年4月22日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社エネット

(2) 住 所 東京都港区芝公園2丁目6番3号

4 落札金額

(1) 基本料金 853.00円

(2) 電力量料金 18.12円